

“みんなが結びつき 支えあいが重なる 共生のまちをめざして”
～輝こう 私らしく あなたらしく～

第6期岡谷市障がい福祉計画 第2期岡谷市障がい児福祉計画

2021年度～2023年度

長野県岡谷市



Uni-Voice

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画推進の考え方	3
第2章 成果目標の設定	5
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	6
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	7
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	8
4 障がい児支援の提供体制の整備等.....	10
(1) 児童発達支援センターの設置.....	10
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築.....	10
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保....	11
(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置..	11
5 相談支援体制の充実・強化等.....	12
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	12
第3章 障がい福祉サービスの活動指標（見込量）.....	13
1 訪問系サービス	13
(1) 居宅介護	13
(2) 重度訪問介護.....	13
(3) 同行援護	13
(4) 行動援護	13
(5) 重度障害者等包括支援.....	13

2	日中活動系サービス	15
(1)	生活介護	15
(2)	自立訓練	16
(3)	就労移行支援	17
(4)	就労継続支援	17
(5)	就労定着支援	19
(6)	療養介護	19
(7)	短期入所	20
3	居宅支援・施設系サービス	21
(1)	自立生活援助	21
(2)	共同生活援助（グループホーム）	21
(3)	施設入所支援	22
4	相談支援	23
(1)	指定特定・一般相談支援事業	23
(2)	総合的・専門的な相談支援および地域の相談支援体制	24
5	障がい児通所支援等	25
(1)	児童発達支援	25
(2)	医療型児童発達支援	25
(3)	放課後等デイサービス	25
(4)	保育所等訪問支援	26
(5)	居宅訪問型児童発達支援	27
(6)	障がい児相談支援	27
(7)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	28
(8)	保育・教育施設における障がい児の受け入れ体制の確保	28

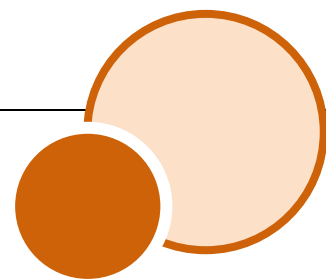
6	その他の活動指標	29
	(1) 発達障がい者等に対する支援	29
	(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
	(3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み	30
第4章 地域生活支援事業の活動指標（見込量）		31
1	意思疎通支援事業	31
2	日常生活用具等給付事業	31
3	社会参加促進事業	33
4	移動支援事業	34
5	地域活動支援センター	34
6	訪問入浴サービス	35
7	日中一時支援事業	36
8	成年後見制度利用支援事業	36
9	その他の福祉サービス	37
第5章 計画の推進		38
1	計画の進行管理	38
2	計画の点検・評価	38
資料編		39
	○用語解説	39
	○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿	44
	○岡谷市福祉関係5計画策定の経過	45

《音声コード Uni-Voice》

記録された情報を専用の装置で読み取れる二次元コードです。

「視覚障がい者用活字文書読上げ装置」のほか、「Uni-Voice」のアプリ（無料）をインストールしたスマートフォン等で読み上げができます。

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景

近年、障がい者を取りまく制度や法律は、大きな変化を遂げています。

平成25（2013）年には、地域社会における共生の実現に向け、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法^{*}」という。）」へ改正が行われたほか、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されております。

また、平成28（2016）年には、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法^{*}」という。）」が施行され、近年においては、「成年後見制度^{*}の利用の促進に関する法律」や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたほか、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正などがされております。

さらには、令和元（2019）年6月に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、令和2（2020）年6月に、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立するなど、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすこととしております。

本市では、「障害者基本法」に基づく市町村計画である「第4次岡谷市障がい者福祉計画」を踏まえ、障がい福祉サービス^{*}等の提供体制の充実を計画的に進めるため、「第5期岡谷市障がい福祉計画・第1期岡谷市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。いずれの計画も、令和2（2020）年度をもって計画期間が満了することから、国の動向や社会情勢、地域のニーズ等を勘案し、新たな計画を策定するものです。

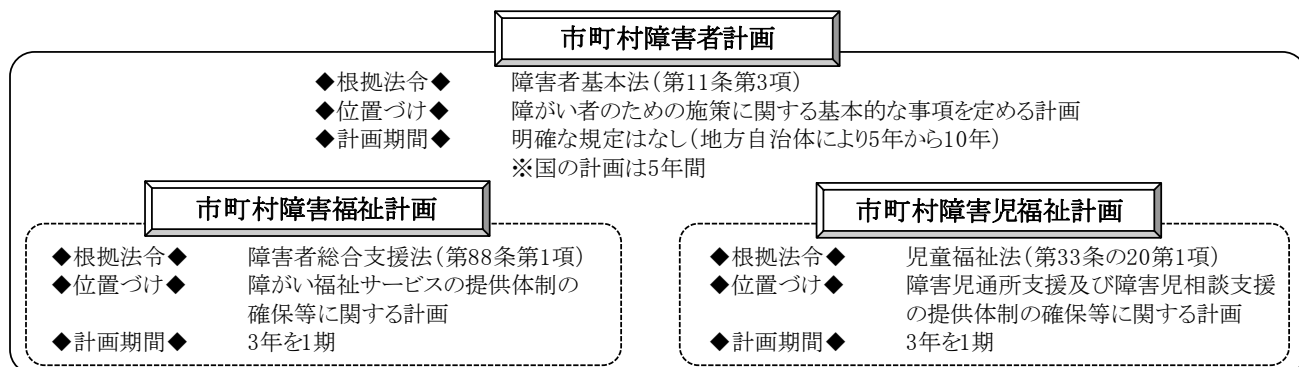
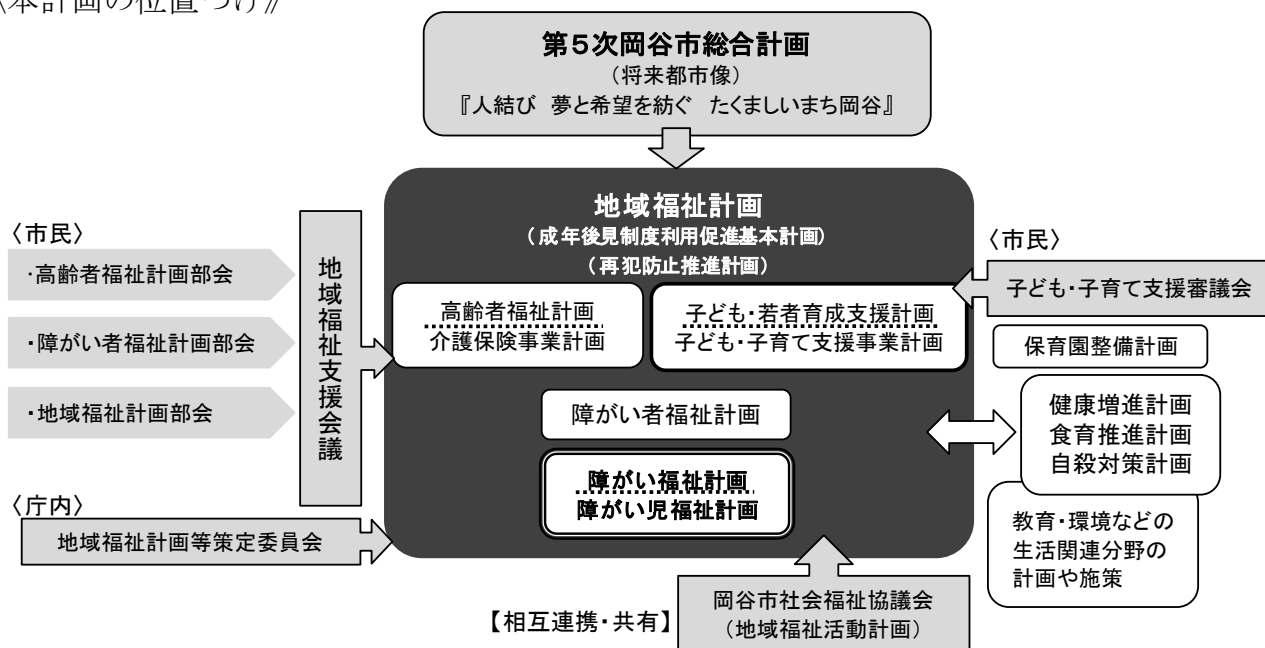
「第6期岡谷市障がい福祉計画・第2期岡谷市障がい児福祉計画」では、今後の福祉サービスの提供体制を計画的に確保するための具体的な目標や、各サービスの必要量の見込みを定めます。同時期に策定する「第5次岡谷市障がい者福祉計画」との整合を図りながら、障がいのある方が地域で安全に安心して生活できるよう、基盤整備と相談支援等の円滑な実施を進めてまいります。

2 計画の性格と位置づけ

「第6期岡谷市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。また、「第2期岡谷市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障がい児福祉サービスなどの提供体制の確保について示すものであり、本市では、これらの計画を一体のものとして策定します。

なお、策定にあたっては、本計画の上位計画である「第5次岡谷市総合計画」および「第4次岡谷市地域福祉計画」、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的計画である「第5次岡谷市障がい者福祉計画」、その他関連する計画との整合に配慮しています。

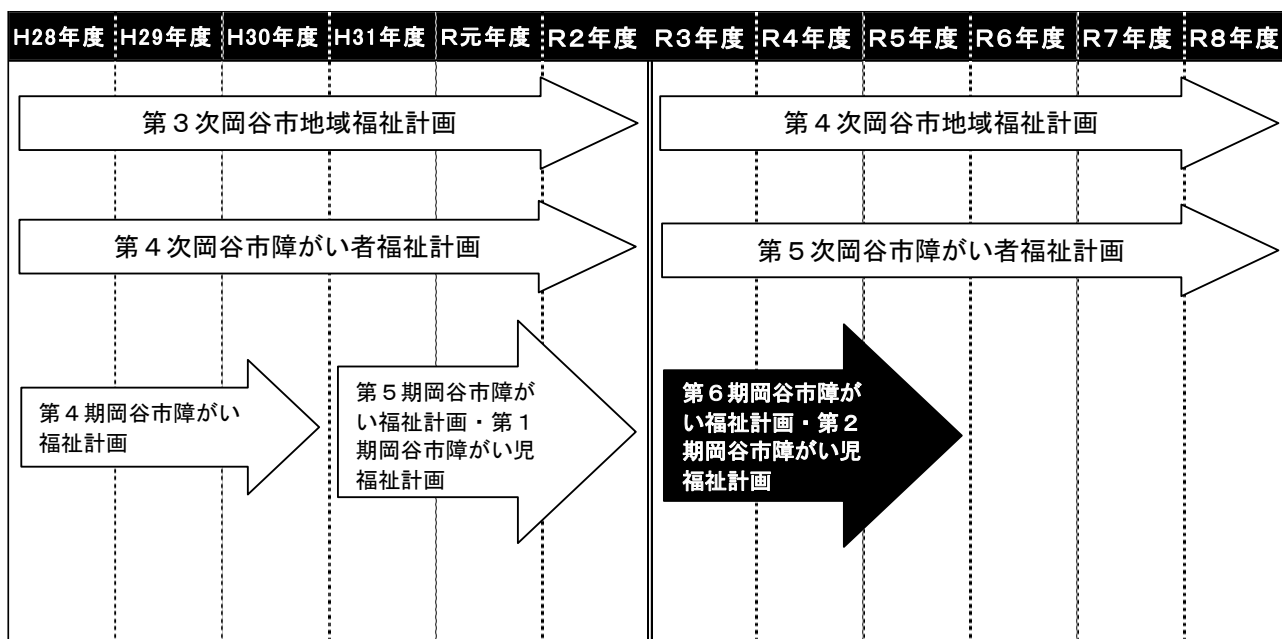
《本計画の位置づけ》



3 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、今後3か年に取り組むべき計画として令和5（2023）年度を目標年次とします。

なお、社会情勢の変化や障がい児・者のニーズを把握するため、適宜、計画の評価を行います。



4 計画推進の考え方

地域共生社会にあって、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスなどの支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことが求められています。

特に、障がい者等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を、地域全体で支えるシステムを実現するための取り組みを進めることが重要となっています。

また、障がい児に関しては、早期から身近な地域で相談支援や、質の高い専門的な発達支援を受けられるようにすることが求められています。ライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援が提供され、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン*）を推進することが望まれます。

◆ 障がい者の地域生活への移行の一層の推進

- ⇒ 福祉施設入所者等の地域生活への移行を、一層推進します。また、入院中の精神障がい者の地域生活移行についても、相談支援により医療機関等と連携を図りながら移行の推進に努めます。
- ⇒ 障がいのある方が地域での生活を継続できるよう、地域定着支援体制の整備や関係者の有機的な連携をめざした仕組みづくりを検討します。

◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築

- ⇒ 精神障がい者が地域の一員として、自分らしく安心して暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場で地域の受け入れ環境の整備について協議します。

◆ 地域生活支援拠点等の整備

- ⇒ 現在、圏域で受け入れ体制を整えている地域生活支援拠点について、地域の実情に応じた機能を充実し、障がいのある方の地域生活を支援できるよう、圏域内で運用状況の検証・検討の協議を進めます。

◆ 一般就労*への移行支援の強化

- ⇒ 障がい者の一般就労への移行を促進するため、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図るとともに、一般就労への移行に係る事業の利用促進を図ります。
- ⇒ 障がいのある方の一般就労に対する取り組みを、関係機関と連携を取りながら推進するとともに、民間企業への啓発を図ります。

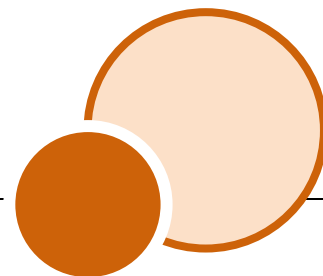
◆ 障がい児に対する切れ目のない支援

- ⇒ 児童発達支援センター*および保育所等訪問支援*の活用により、障がいのある子どもの療育や健やかな成長を支援します。
- ⇒ 重症心身障がい児や医療的ケア児*といった特別な対応が必要な児童には、既存資源を活用して利用を推進します。
- ⇒ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進め、圏域内の課題や地域資源の活用について検討を行います。

◆ 障がい者の権利を守る取り組みの強化

- ⇒ 障害者差別解消法に基づく、障がいを理由とする差別解消の推進や成年後見制度の利用促進など、障がい者の権利擁護のための体制づくりを進めます。
- ⇒ 虐待に関する実態把握に努めるとともに、虐待防止に関する取り組みを関係機関と連携しながら強化します。

第2章 成果目標の設定



令和2（2020）年5月に、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい福祉計画および障がい児福祉計画における達成すべき成果目標を次のように設定します。

第6期岡谷市障がい福祉計画・第2期岡谷市障がい児福祉計画 成果目標一覧表

項目	国基本指針	岡谷市成果目標 (令和5年度)	頁	
1 施設入所者の地域生活移行者数	①令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ②令和元年度末の施設入所者を1.6%以上削減。	①5人(8.9%) ②5人(8.9%)	6	
2 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組	①各市町村が各圏域に1つ以上の拠点等を確保しつつ、 ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。	①圏域内に1か所 ②年4回運用状況を検証、検討	7	
3 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	①一般就労への移行者を令和元年度実績の1.27倍以上とする。 ②就労移行支援事業所の利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。 ③A型事業所、B型事業所の移行者をそれぞれ、令和元年度実績の1.26倍、1.23倍以上とする。	①12人(1.50倍) ②7人(1.40倍) ③A型の移行者 3人(1.50倍) B型の移行者 2人(2.00倍)	8	
	就労定着支援事業に関する目標	①就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。 ②就労定着支援事業開始一年後の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。	①9人(75%) ②1か所(100%)	9
4 児童発達支援センターの設置	①児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1か所以上設置。 ②保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。	①圏域内に設置済(この街きッズ学園) ②市内・圏域内に設置済(市内1、圏域4)	10	
	重症心身障がい児への支援	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保。	圏域内に確保済(信濃医療福祉センター)	
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	①圏域または市町村において、保健・医療・福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る場を設けるとともに、②医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。	①圏域内に設置済(自立支援協議会) ②令和4年度に圏域内において配置見込み	11
5 相談支援体制の充実・強化等(新規)	市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保。 具体的に以下を活動指標に見込むこと ・総合的・専門的な相談支援内容 ・相談支援事業者に対する専門的指導・助言等：実施回数等 ・地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	圏域での支援体制について活動指標に記載	12	
6 障がい福祉サービス等の質の向上をさせるための取組(新規)	障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築。 具体的に以下を活動指標に見込むこと ・県実施の障がい福祉サービスに係る研修 ・自立支援審査支払等システムの審査結果の活用等による分析を事業所等と共有する体制の有無、実施回数 ・県実施の指導監査の結果の共有回数	取組の具体的内容について活動指標に記載	12	

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、国の基本指針では令和5（2023）年度末までの地域生活移行者数の累計を、令和元（2019）年度末時点の入所者数の6.0%以上とすることを基本とし、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定することとされています。

また、令和5（2023）年度末時点の入所者数を、令和元（2019）年度末時点の入所者数から1.6%以上削減することを基本とし、成果目標が設定されています。

第5期計画において、本市では計画当初時点の入所者数を57人とし、令和2（2020）年度までに入所者数5人（8.8%）の削減を図り、入所施設から地域生活へ移行する人数を7人（12.3%）とする目標を設定していました。

第6期計画では、入所施設から地域生活へ移行する人数を5人（8.9%）とし、計画当初時点の入所者数（56人）に対し、令和5（2023）年度までに入所者数5人（8.9%）を削減する目標を設定します。

【「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標】

項目	令和5年度目標（人数）
当初入所者数（A）	56人 （令和元年度末実績）
目標年度の入所者数（B）	51人
入所施設から地域生活への移行者数 （C：削減率はC/A）	5人 （削減率：8.9%）
入所者数の削減数 （D=A-B：削減率はD/A）	5人 （削減率：8.9%）

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、令和5（2023）年度までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証および検討することを基本とするよう、国の基本指針に示されています。

また、機能についても、さらに障がい者の重度化・高齢化や、いわゆる「親亡き後」を見据えて、機能を強化していく必要があるとされています。

現在、本市では、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会^{*}において協議・検討を行い、必要に応じて緊急時の受入れ体制の確保ができるよう、諏訪圏域を対象とした地域生活支援の面的な体制を整え、平成30（2018）年度から1か所の施設において受入れを始めています。

今後は国の基本指針を踏まえ、地域の実情に応じた拠点の機能充実を図る必要があります。引き続き、地域の課題を整理するとともに、運用状況の検証・検討を、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を協議の場として、年4回実施することとします。

【「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の数値目標】

項目	令和5年度目標
令和5年度末の地域生活支援拠点の数	諏訪圏域内に面的な体制（1つ）の円滑な運営
地域生活支援拠点の運用状況の検証および検討の回数（回／年）	諏訪地域障がい福祉自立支援協議会において、年4回運用状況を検証・検討

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業[※]等を通じて令和5（2023）年度までの一般就労への移行について、次のとおり目標値が示されています。

- 令和元（2019）年度の一般就労への移行実績に対し、1.27倍以上とする。
- 就労移行支援事業については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- 就労継続支援については、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業[※]については一般就労の移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業[※]については1.23倍以上をめざす。

本市ではこれらを踏まえ、令和5（2023）年度の「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する人数」を以下のように設定します。

【「福祉施設から一般就労への移行」の数値目標】

項目	サービス種別	令和5年度目標 (人数)
計画当初時の基準となる 一般就労移行者数 (令和元年度実績)	就労移行支援（A）	5人
	就労継続支援A型（B）	2人
	就労継続支援B型（C）	1人
	生活介護 [※] 、自立訓練 [※] （機能訓練・生活訓練）	0人
	合計（D）	8人
【目標値】令和5年度 目標年度における一般 就労移行者数	就労移行支援	7人 (Aの1.40倍)
	就労継続支援A型	3人 (Bの1.50倍)
	就労継続支援B型	2人 (Cの2.00倍)
	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）	0人
	合計	12人 (Dの1.50倍)

また、一般就労に移行した後の定着も重要となってきます。この点について国の基本指針では、就労定着支援事業*の利用者数を、令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とするよう、成果目標を定めることとしています。

さらに、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合）が8割以上の事業者を、全体の7割以上とすることが基本とされています。

本市では、国で示されている目標設定を達成できるよう、数値目標を次のとおり設定します。なお、現在、市内の就労定着支援事業所は1か所であり、計画期間中も事業所数は変わらないことが見込まれます。

【「就労定着支援事業の利用者数」の数値目標】

項 目	令和5年度目標
令和元年度における一般就労移行者数	8人
令和元年度における一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	1人
令和元年度における就労定着支援事業の利用割合	12.5%
令和5年度における一般就労移行者数（A）	12人
令和5年度における一般就労移行者のうち 就労定着支援事業利用者数（B）	9人
【目標値】 令和5年度 目標年度における就労定着支援事業の利用割合（B/A）	75%

【「就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合」の数値目標】

項 目	令和5年度目標
令和5年度末の就労定着支援事業所数（A）	1か所
就労定着支援事業所のうち 就労定着率が8割以上の事業所数（B）	1か所
【目標値】 目標年度の就労定着率が8割以上の事業所の割合（B/A）	100.0%

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、早期から身近な地域で支援が受けられるようにすることが重要です。そのため、「岡谷市子ども・若者育成支援計画（2020年度～2024年度）」との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

（1）児童発達支援センターの設置

国では令和5（2023）年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととされています。

現在、諏訪圏域内に福祉型児童発達支援センターが1か所設置され、障がいのある児童への療育の提供や、家族からの相談対応、障がい児を預かる施設への援助等を行っています。

また、本市では、令和3（2021）年度から岡谷市立西堀保育園に岡谷市子ども発達支援センターを設置し、心身の発達に支援を必要とする子どもの日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の習得、集団生活に適応するための訓練等を行う発達支援の拠点として、機能を担います。

（2）保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国では令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

現在、市内には事業所が1か所、諏訪圏域内には4か所整備され、保育所等訪問支援を利用できる環境が整えられており、保育所・小中学校等と連携を図ることにより、障がい児の自立や適切な療育を促しています。引き続き、関係機関と連携して必要な障がい児のサービス利用に努めるとともに、障がい児の成長・自立や適切な療育につながるよう努めます。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所※および放課後等デイサービス事業所※の確保

国では令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととされています。

現在、諏訪圏域内では、重症心身障がい児が利用できる児童発達支援および放課後等デイサービスを担う事業所が1か所設置され、信濃医療福祉センターに併設されていることから連携体制も整っています。引き続き、重症心身障がい児がサービスを適切に利用できるよう、支援体制の確保に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国では令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえで、圏域での確保であっても差し支えないこととされています。

現在、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会において、平成30（2018）年4月より医療的ケア部会を設置し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関等による協議を行っています。

引き続き、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会において、適切な支援のあり方について検討を進めるとともに、令和4（2022）年度には諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」※において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置するよう検討を進めます。

項目	令和5年度目標
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済（平成30年4月）
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	令和4年度に諏訪圏域内において、1人のコーディネーターを配置

5 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある方の意思を尊重し、地域において自立した生活を支援するためには、各種ニーズに対応する地域の相談支援体制を構築することが不可欠です。

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することが示されています。

本市では現在、諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」を中心として、総合的・専門的な相談体制が確保されており、さらなる機能の充実・強化を行うことをめざします。具体的な見込み量は、「総合的・専門的な相談支援」および「地域の相談支援体制の強化」について、後述の活動指標で設定します。

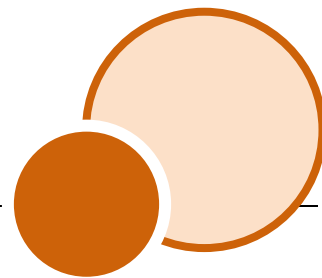
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

近年の障がい福祉サービス等の提供体制は、多様化が図られるとともに多くの事業者が参入してきています。障がい福祉サービス等の提供の確保にあたり、その質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について、より具体的に示すことが必要とされております。

本市では、国の基本指針を踏まえ、県と連携を図りながら「障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」、「指導監査結果の共有」について、後述の活動指標で設定します。



第3章 障がい福祉サービスの活動指標 (見込量)



ここからは、第2章で定めた市が設定する成果目標を達成するために必要なサービス提供の必要な量等を見込み、「活動指標」として設定します。

第3章では、障がい福祉サービスの活動指標とその確保のための方策を示します。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護*

障害支援区分1以上の人を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）を対象に、自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。

(3) 同行援護*

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、移動時およびそれに伴う外出先において必要な情報提供や介護等を行います。

(4) 行動援護*

知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。

(5) 重度障害者等包括支援*

常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、

- ①四肢のすべてに麻痺等があり、寝たきり状態の障がい者で、かつALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者

②強度行動障がいのある障がい者を対象に、心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等）を包括的に行います。現在、圏域内にサービス提供事業所はありません。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績等（見込）を踏まえ、それぞれ算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
居宅介護	時間/月	680時間	726時間	775時間
	利用者数/月	59人	66人	74人
重度訪問介護	時間/月	19時間	18時間	18時間
	利用者数/月	1人	1人	1人
同行援護	時間/月	87時間	72時間	60時間
	利用者数/月	10人	9人	10人
行動援護	時間/月	25時間	25時間	28時間
	利用者数/月	2人	2人	3人
重度障害者等包括支援	時間/月	0時間	0時間	0時間
	利用者数/月	0人	0人	0人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	836時間	858時間	880時間
	利用者数/月	76人	78人	80人
重度訪問介護	時間/月	18時間	18時間	18時間
	利用者数/月	1人	1人	1人
同行援護	時間/月	80時間	80時間	80時間
	利用者数/月	10人	10人	10人
行動援護	時間/月	30時間	30時間	30時間
	利用者数/月	3人	3人	3人
重度障害者等包括支援	時間/月	0時間	0時間	0時間
	利用者数/月	0人	0人	0人

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする障がい者のうち、

①障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）の人

②50歳以上で、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）の人

を対象に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の利用者数の実績（見込）を踏まえ、1か月の一人あたり利用日数を22日として算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
生活介護	日数/月	1,871日	1,917日	1,964日
	利用者数/月	92人	102人	113人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日数/月	2,552日	2,618日	2,684日
	利用者数/月	116人	119人	122人



(2) 自立訓練

【自立訓練（機能訓練）】

①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人

②特別支援学校卒業者で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の訓練等を行います。

【自立訓練（生活訓練）】

①入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

を対象に、入浴や排せつ、食事、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練や、日常生活上の助言等を行います。

見込量は、令和2（2020）年度時点の利用者数の状況（見込）を基本に、機能訓練・生活訓練ともに1か月の一人あたり利用日数を22日として算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
自立訓練（機能訓練）	日数/月	16日	20日	22日
	利用者数/月	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	日数/月	38日	54日	70日
	利用者数/月	3人	4人	5人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	日数/月	22日	22日	22日
	利用者数/月	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	日数/月	110日	110日	110日
	利用者数/月	5人	5人	5人

(3) 就労移行支援

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います（利用期間24か月以内）。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の利用者実績（見込）を踏まえ、1か月の一人あたり利用日数を22日として算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
就労移行支援	日数/月	237日	205日	230日
	利用者数/月	13人	11人	12人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	日数/月	264日	286日	308日
	利用者数/月	12人	13人	14人

(4) 就労継続支援

【就労継続支援A型（雇成型）】

①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった人

②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人

③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

を対象に、通所により雇用契約に基づく就労機会の提供を通じ、知識・能力の向上のために必要な訓練・指導等を行います。

見込量は、平成30（2018）年度および令和2（2020）年度の実績（見込）の利用者数を踏まえ、1か月の一人あたり利用日数を22日として算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
就労継続支援（A型）	日数／月	841日	812日	850日
	利用者数／月	41人	40人	42人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	日数／月	946日	968日	990日
	利用者数／月	43人	44人	45人

【就労継続支援B型（非雇用型）】

①企業等での就労経験はあるが、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった人

②50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者

③ ①および②のいずれにも該当しない人で、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題の把握が行われている利用希望者

を対象に、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合はA型事業所等への移行に向けて必要な支援・指導等を行います。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）の利用者数を踏まえ、1か月の利用日数を18日として算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
就労継続支援（B型）	日数／月	1,833日	1,896日	1,961日
	利用者数／月	105人	107人	109人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	日数／月	1,998日	2,034日	2,070日
	利用者数／月	111人	113人	115人

(5) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、企業等に就職した障がい者で、就労に伴う環境変化のため、生活面の課題（遅刻や欠勤、給料の浪費、薬の飲み忘れ等）が生じている人を対象に、一定の期間にわたり、就労定着支援事業所が企業や自宅を訪問するほか、在職障がい者が就労定着支援事業所に出向いて相談するなど、個々の課題を把握し、解決に向けた助言や指導を行います。企業や家族との連絡調整を行うことにより、在職障がい者の離職を減らすことが期待されています。

見込量は、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）の利用者数および、就労移行支援等を利用して一般就労した方のうち支援が必要な方の人数を踏まえ、今後3年間の利用者数の増加を想定して算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
就労定着支援	利用者数/月	—	1人	1人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数/月	3人	6人	9人

(6) 療養介護*

医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、

①ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている障害支援区分6の人

②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の援助を行います。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の利用者数が一定だったことに加え、近隣の障害児入所施設の入所者の状況を踏まえ、令和3（2021）年度以降の利用者数についても大きな変化はないものと見込み、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
療養介護	利用者数/月	8人	8人	8人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数/月	8人	8人	8人

(7) 短期入所

居宅で介護を行う人の病気やその他の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

見込量は、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度の実績(見込)を踏まえ、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
短期入所	日数/月	83日	63日	80日
	利用者数/月	14人	14人	14人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	日数/月	84日	84日	84日
	利用者数/月	14人	14人	14人

3 居宅支援・施設系サービス

(1) 自立生活援助*

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、ひとり暮らしを希望する人等を対象に、家事や、金銭管理、定期的な通院などの生活力を補うため、定期的に訪問し、安定してひとり暮らしができるよう、一定の期間にわたり（原則1年間）援助します。

現在は、圏域内にサービス提供事業所はありませんが、計画期間内に、サービス提供事業所が圏域内に開設されることを前提にして、見込み量を算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
自立生活援助	実利用者数	0人	0人	0人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	0人	0人	1人

(2) 共同生活援助（グループホーム）*

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	53人	56人	56人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数	58人	58人	59人

(3) 施設入所支援※

生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）および自立訓練、就労移行支援等の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人を対象に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

見込量は、成果目標である「福祉施設入所者の地域生活移行の目標」に基づき、令和5（2023）年度の値を、令和元（2018）年度末の施設入所者（56人）から5人（8.9%）削減した数値として設定しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
施設入所支援	実利用者数	55人	56人	54人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実利用者数	53人	52人	51人

4 相談支援

(1) 指定特定・一般相談支援事業*

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*によりきめ細かく支援するため、県や市が指定した相談支援事業者の相談支援専門員が生活全般に関する相談や、障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画作成、モニタリング*等を行います。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
相談支援（合計利用者数）	利用者数/月	81人	90人	90人
計画相談支援		79人	88人	88人
地域移行支援		0人	1人	1人
地域定着支援		2人	1人	1人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援（合計利用者数）	利用者数/月	90人	90人	90人
計画相談支援		88人	88人	88人
地域移行支援		1人	1人	1人
地域定着支援		1人	1人	1人

(2) 総合的・専門的な相談支援および地域の相談支援体制

相談支援体制については、基幹相談支援センター※、市、相談支援事業者がそれぞれの機能を発揮し、重層的な支援体制が図られているかどうか、定期的に検証・評価を行うことが必要であるほか、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言および人材育成等を行うことが重要となっています。

現在、諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」を中心として総合的・専門的な相談を受ける体制が確保されているほか、令和2（2020）年度から相談支援事業者への訪問等による助言・指導を行っていることから、引き続き諏訪圏域内において機能の充実・強化を行うとともに、生活困窮、児童、高齢者などの相談機関との連携を図るよう、計画期間中は以下のように見込み、取り組みを進めます。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別やニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターを中心に実施		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	22回	25回	28回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	7件	8件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	8回	9回	10回



5 障がい児通所支援等

(1) 児童発達支援

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
児童発達支援	日数/月	192日	159日	180日
	利用者数/月	18人	12人	18人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日数/月	252日	252日	252日
	利用者数/月	18人	18人	18人

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援および治療を行う施設ですが、諏訪圏域には施設がないため、実績および見込量はありません。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と連携した障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、今後のサービス利用の増加を見込み、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
放課後等デイサービス	日数/月	576日	617日	661日
	利用者数/月	87人	99人	104人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	日数/月	696日	715日	735日
	利用者数/月	107人	110人	113人

(4) 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所や学校等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、今後のサービス利用の増加を見込み、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
保育所等訪問支援	日数/月	5日	9日	12日
	利用者数/月	4人	9人	12人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	日数/月	13日	14日	15日
	利用者数/月	13人	14人	15人

(5) 居宅訪問型児童発達支援※

障害児通所支援事業所を利用するために外出することが著しく困難な重度の障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して専門的な支援を行います。

見込量は、計画期間内に、サービス提供事業所が圏域内に開設されることを前提に算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
居宅訪問型児童発達支援	日数/月	0日	0日	0日
	利用者数/月	0人	0人	0人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	日数/月	0日	0日	5日
	利用者数/月	0人	0人	1人

(6) 障がい児相談支援※

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

見込量は、障がい児福祉サービス利用者数をもとに、今後のサービス利用の増加を見込み、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
障害児相談支援	利用者数/月	23人	24人	25人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数/月	26人	27人	28人

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成が必要な相談支援専門員等について、圏域内に配置するよう、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会において新たに検討を進めます。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
医療的コーディネーターの配置人数	人数	0人	0人	0人

●今後の配置人数見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的コーディネーターの配置人数	人数	0人	1人	1人

(8) 保育・教育施設における障がい児の受け入れ体制の確保

障がい児が希望する保育園や認定こども園、学童クラブ（障がい児学童ひかりクラブを含む）を利用できるよう、障がい児の受け入れ体制の確保を引き続き推進します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の各施設における障がい児の利用数および登録数の実績（見込）をもとに、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
保育園等	利用児童数	18人	21人	25人
認定こども園	利用児童数	1人	2人	3人
学童クラブ（要支援児童）	登録児童数	36人	41人	42人

●今後の対象児童数見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園等	利用児童数	26人	27人	28人
認定こども園	利用児童数	3人	3人	4人
学童クラブ（要支援児童）	登録児童数	43人	44人	45人

6 その他の活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある方ができる限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう支援を行う体制を整えるとともに、発達障がいのある方の早期発見・早期支援には本人や家族等への支援が重要です。

国の基本指針では、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数およびピアサポート活動への参加人数について、見込量を活動指標に示すこととされています。

現在、市ではこうした講座等を開催していませんが、市で行っている子育て支援講座等に参加していただくなどで支援を行うとともに、県から諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」に委託されている発達障がい者地域支援マネジャーとの連携や、岡谷市立西堀保育園に併設された岡谷市子ども発達支援センターと協議しながら支援に努めます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院している精神障がいのある方が地域生活へ移行するには、行政を含めた「地域精神保健医療福祉」の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みが必要となっています。

国の基本指針では、精神障がい者に対応した関係機関の連携による協議の場の具体的な見込みについて、市町村の活動指標に数値を設定することとされています。

諏訪地域障がい福祉自立支援協議会における協議において、関係機関の協議の場を令和2（2020）年度に設置して協議を進めており、計画期間中に協議を本格化させるよう、以下の目標を設定します。

●地域包括ケアシステムの協議の場における目標

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健・医療および福祉関係者による協議の場の参加者	保健、医療（精神科、その他）、福祉、介護、当事者、家族で構成されるメンバー10人程度		
協議の場の目標設定および評価	地域での受け入れ環境の整備について協議 年1回、前年度の状況について評価		

(3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービス等の提供の確保にあたっての、質を向上させるための取り組みに係る体制の構築については、国の基本指針に基づき、具体的な取り組みを進めます。

このうち、県が実施する障がい福祉サービスに係る研修については、毎年度、複数の職員が研修に参加することとします。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果および共有については、諏訪地域障がい福祉自立支援協議会を活用し、事業者との情報共有を図ります。

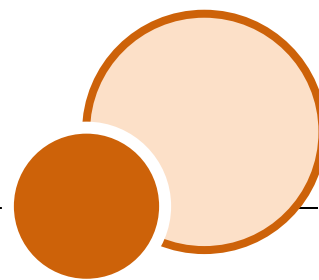
なお、県が事業者に対して行う指導監査には、毎年度、諏訪保健福祉事務所が行う指導監査に同行して情報を共有していることから、引き続き情報共有に努めます。

●今後のサービス見込量について

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回
県が実施する指定障がい福祉サービス事業者および指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無およびその共有回数	1回	1回	1回

第4章 地域生活支援事業の活動指標

(見込量)



第4章では、地域生活支援事業の活動指標とその確保のための方策を示します。

1 意思疎通支援事業

聴覚障がい者が積極的に社会参加できるよう、申請に応じて手話通訳者および要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者の設置により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が円滑にコミュニケーションを図ることができるよう支援します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
①手話通訳者設置事業	登録者数	1人	1人	1人
②手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	登録者数	12人	10人	12人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①手話通訳者設置事業	登録者数	1人	1人	1人
②手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	登録者数	12人	12人	12人

2 日常生活用具等給付事業※

重度の障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、算出しました。なお、ストーマ用具は、1か月分の申請を1件として算出しました。

●日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどを給付します。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	手すりの取り付け、段差の解消など障がい者の小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

●実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
①介護・訓練支援用具	4件	2件	4件
②自立生活支援用具	12件	16件	15件
③在宅療養等支援用具	7件	1件	5件
④情報・意思疎通支援用具	4件	3件	5件
⑤排泄管理支援用具	1,108件	1,099件	1,100件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2件	4件	4件

●今後のサービス見込量について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
②自立生活支援用具	16件	16件	16件
③在宅療養等支援用具	4件	4件	4件
④情報・意思疎通支援用具	4件	4件	4件
⑤排泄管理支援用具	1,100件	1,100件	1,100件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	4件	5件	5件

3 社会参加促進事業※

スポーツ大会やレクリエーション、創作教室・作品展等の文化活動を行うとともに、音訳による広報紙の発行、手話奉仕員等の養成（諏訪6市町村で実施）、自動車運転免許取得や改造に対する助成など、さまざまな支援を通じて、障がい者の社会参加を促進します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえて算出していますが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種教室・講座等が予定どおりに開催できない状況でもありました。令和3（2021）年度以降は、感染防止対策を講じながら事業の実施を検討していきます。

●実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
スポーツ・レクリエーション教室等の開催	1回	0回	1回
芸術・文化講座の開催	1回	1回	1回
社会活動支援等の助成	1件	0件	0件
点字・声の広報等の発行	12回	12回	12回
奉仕員（手話通訳者）の養成 ※ 諏訪6市町村で実施	2講座	2講座	0講座
自動車運転免許取得・改造費助成	2件	3件	2件

●今後のサービス見込量について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室等の開催	1回	1回	1回
芸術・文化講座の開催	1回	1回	1回
社会活動支援等の助成	1件	1件	1件
点字・声の広報等の発行	12回	12回	12回
奉仕員（手話通訳者）の養成 ※ 諏訪6市町村で実施	2講座	2講座	2講座
自動車運転免許取得・改造費助成	3件	3件	3件

4 移動支援事業[※]

屋外での移動が困難な障がい者を対象に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加の際の外出支援を行います。重度訪問介護、同行援護、行動援護対象者等を除き、通院等介助以外の部分がこの事業に該当します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、今後の利用者数および利用時間を算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
移動支援事業	利用者数/月	36人	40人	35人
	利用時間/月	182時間	149時間	130時間

※人数は個別支援の人数。時間はグループ支援含む。

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数/月	40人	40人	40人
	利用時間/月	200時間	200時間	200時間

5 地域活動支援センター

地域で生活する障がい者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を行います。市内では、ひだまりの家、身体障害者デイサービス和楽が地域活動支援センターとして事業を実施しています。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の利用者数が一定だったことを踏まえ、令和3（2021）年度以降の利用者数についても大きな変化はないものと見込み、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
地域活動支援センター	実施施設数	2か所	2か所	2か所
	実利用者数	27人	27人	27人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施施設数	2か所	2か所	2か所
	実利用者数	27人	27人	27人

6 訪問入浴サービス※

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車等により居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

見込量については、給付実績とほぼ同数で推移していくものと見込み、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	実施施設数	1か所	1か所	1か所
	利用者数/月	6人	6人	6人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施施設数	1か所	1か所	1か所
	利用者数/月	6人	6人	6人

7 日中一時支援事業※

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

見込量は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度の実績（見込）を踏まえ、算出しました。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
日中一時支援事業	実施施設数	32か所	35か所	30か所
	実利用者数	125人	128人	130人

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施施設数	35か所	35か所	35か所
	実利用者数	132人	135人	137人

8 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な方の成年後見支援ニーズに対応し、地域で自立した生活が営めるよう、関係団体と連携し、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、専門的な支援を行う拠点として、平成31（2019）年4月から「岡谷市成年後見支援センター」を設置し、委託先である岡谷市社会福祉協議会とともに、適切な相談支援等を行っています。

現在、成年後見制度における申立て費用（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の全部または一部を助成しており、この利用について見込み量を設定します。

●実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 （見込）
成年後見制度利用支援事業		1件	1件	1件

●今後のサービス見込量について

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業		1件	1件	1件

9 その他の福祉サービス

障がいのある方が、地域とのつながりを持ちながら、いきいきと生活ができるよう、移動に関するサービスを提供し、自立した生活や、社会参加を促進します。

また、自宅で安全に生活できるよう、必要な住宅の改修に対し補助を行います。

令和2（2020）年度までの各種事業等の実績は以下のとおりですが、計画期間中も引き続き事業を実施していきます。

【移動に関するサービス】

●実績

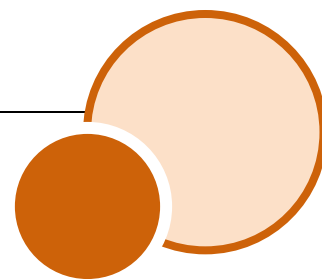
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
福祉タクシー（ふくし〜）（運行回数）	20,424回	19,771回	20,000回
市民バス（シルキーバス）	7路線	7路線	7路線
寝台車利用補助事業	18件	13件	15件
障害者通所通園等補助事業	5人	8人	5人
障がい者支援施設通所者交通費助成	5人	6人	6人

【その他のサービス】

●実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
身体障害者住宅整備事業	1件	0件	1件
タイムケア事業※	5人	4人	4人
障害児（者）施設訪問看護サービス事業	0人	0人	0人

第5章 計画の推進



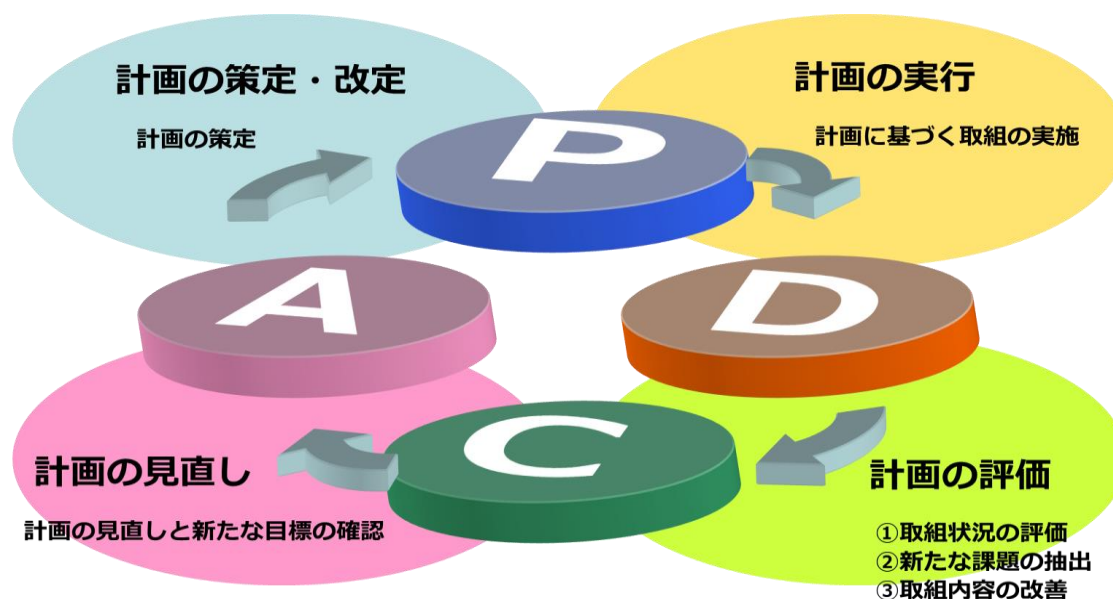
本計画の推進にあたって、関係する各課、機関、団体等と密接に連携し、総合的かつ効果的に推進を図ります。

1 計画の進行管理

この計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、施策展開プラン等を活用したPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行い、進捗状況の分析・評価を毎年実施します。

2 計画の点検・評価

この計画の進捗状況については、市民の代表や保健・福祉・医療等の関係者で構成された「岡谷市地域福祉支援会議」において、計画の進捗状況や事業成果などについて検証し、計画推進へ反映させ、次年度以降の施策を展開します。



資料編

○用語解説

計画本文中に※印がついた用語の解説

1P 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとして、障害者自立支援法を平成 25 年 4 月 1 日に改正施行。

1P 障害者差別解消法

平成 28 年 4 月 1 日施行。不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を法的義務と定め、地方公共団体においては、職員対応要領の策定が求められている。岡谷市においても、対応要領を策定し実効性を高めている。

1P 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を対象に、財産管理や、身上監護の権限を与えられた成年後見人が支援する制度。具体的には、選任された後見人が、その人の権利や財産を守るとともに、各種手続き（契約、支払いなど）を担う。

1P 障がい福祉サービス

- ①介護給付（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助）
- ②訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、就労定着支援、共同生活援助）
- ③地域相談支援給付（地域移行支援、地域定着支援）
- ④計画相談支援給付（サービス等利用支援、継続サービス利用支援）

3P インクルージョン

日本語にすると、“包み込むような”と言う意味。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという社会政策の理念。

4P 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳となる令和 7（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援等が一体的に提供されるよう、国（厚生労働省）が、推進している仕組み。市町村や県が地域の自主性や主体性に基づき、サービスの提供体制などの構築に取り組んでいる。

4P 一般就労

雇用主との雇用契約がなされ、最低賃金法などの労働法規の対象になる就労の形態。大きく2種類に分けられる。一般の方と同様の形態で就労する方法と、障がいがあることを前提とし、労働条件や時間、仕事をする上でのサポートなどで配慮してもらうことが可能な方法がある。後者は、手帳の有無、就労時間など一定の条件を満たせば、障がい者の法定雇用率の算定対象となる。

4P 児童発達支援センター

障がい児を通所させて療育支援を行う児童発達支援に加え、障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

4P 保育所等訪問支援

保育園や小学校等を利用中の障がい児に対し、療育の専門家などが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行うサービス。

4P 医療的ケア児

新生児の集中治療室等で長期間入院した後、生活していく上で、人工呼吸器等を使用したり、たんの吸引をしたりするなどの医療的ケアが必要な障がい児。

7P 諏訪地域障がい福祉自立支援協議会

障がい福祉関係者による連携を図り、支援体制を強化するための協議を行うために、平成19（2007）年2月に設置。県、諏訪6市町村、福祉事業所、学校、病院、家族会、当事者団体などが参加し、地域の課題解決のために活動しているネットワーク。「オアシス」が事務局を担っている。

8P 就労移行支援（事業）

一般企業等における就労を希望する人に、一定期間（2年間）、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

8P 就労継続支援A型（事業）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結ぶため、労働基準法が適用になる。

8P 就労継続支援B型（事業）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約は結ばず、工賃収入が得られる。

（工賃＝生産活動収入－必要経費）

8P 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、食事や入浴、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供するサービス（障害支援区分3以上）。

8P 自立訓練

機能訓練、生活訓練（宿泊型を含む）を行うサービス。

機能訓練：体に障がいのある方が、体をうまく動かすことができるようにする訓練。

（1年6か月間）

生活訓練：知的・精神に障がいのある方が、入所施設や病院を退所・退院した際に、地域での生活に困らないよう、必要な訓練や生活に関する相談のできる訓練。

（2年間。長期入院・入所していた人は、3年間）

9P 就労定着支援（事業）

平成30（2018）年度から始まったサービス。就労移行支援等の利用を経て、一般企業等に就労した障がい者で、生活面の課題が生じている人を対象に、企業や家族間の連絡調整をしたり、助言、指導を行ったりするもの。

11P 児童発達支援（事業所）

心身の発達に心配のある就学前の子どもや、その家族に対する療育支援を行う。生活習慣の向上や、集団への適応に関し支援を行うサービス。

11P 放課後等デイサービス（事業所）

放課後や長期休暇中、生活能力の向上のための訓練を提供し、自立を促すサービス。

11P 諏訪圏域障がい者総合支援センター「オアシス」

諏訪地域に住む障がいのある方、ご家族、関係者の相談に応じ、必要な支援や情報提供を行う場所。諏訪地域障がい福祉自立支援協議会の事務局が置かれている。

13P 居宅介護

ヘルパーが自宅で、入浴や排せつ、着替え、食事などの身体介護や掃除などの家事を支援するサービス。

13P 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や、外出支援をするサービス。

13P 行動援護

知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）を対象とし、危険回避に必要な援護や、外出時の移動介護を行うサービス。

13P 重度障害者等包括支援

最重度の知的障がいのある方や、人工呼吸器を使用している身体障がい者を対象に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施するサービス。

19P 療養介護

常時介護を必要とし、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護が必要な重症心身障がい者等（障害支援区分5以上）を対象に介護を行うサービス。

21P 自立生活援助

平成30（2018）年度から始まったサービス。障がい者支援施設や、グループホーム等を利用して障がい者で、ひとり暮らしを希望する人を対象に、家事や金銭管理、定期的な通院などの生活力を補い、安定したひとり暮らしを援助するサービス。

21P 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、主として夜間に相談や日常生活上の援助を行うサービス。

22P 施設入所支援

施設に入所している人に対し、主として夜間に入浴や排せつ、食事などの介護を行うサービス。

23P 指定特定・一般相談支援事業

障がい福祉サービスを利用するための計画づくりやサービス利用状況の検証を行い、計画の見直し等を行うサービス。

23P ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする障がい者に対し、最も効果的でかつ効率的なサービスや資源を紹介するとともに、有効に利用されているかを継続的に評価する方法。

23P モニタリング

障がい福祉サービスの利用にあたり作成された計画どおり、サービスが提供されているか支援者が集まって検証する会議。利用者の状況によって、3か月か半年に1回程度の頻度で振り返りを行う。

24P 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点。一般的な相談のほか、権利擁護、虐待防止などの役割を担う（自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、ネットワークを活かし、地域の相談支援体制のセンターとしての役割を担う）。

27P 居宅訪問型児童発達支援

平成30（2018）年度から始まったサービス。障害児通所支援を利用するために、外出することが著しく困難な重度の障がい児を対象に、発達支援サービスを居宅に訪問して提供するサービス。

27P 障がい児相談支援

障害児通所支援等のサービスを利用する前に必要な計画づくりや、サービス提供状況の検証（モニタリング）を行い、計画の見直しを行う。

31P 日常生活用具等給付事業

日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行う。

（例）ストーマ用具、頭部保護帽、入浴補助用具など

33P 社会参加促進事業

スポーツ、レクリエーション教室の開催や、自動車運転免許取得や改造に対する助成を行うなど、障がい者の社会参加を促進する事業。

34P 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出や、社会参加のための外出をヘルパーが支援し、公費で負担する制度。収入状況に応じて、自己負担が生じる場合もある。通学、通勤、営業活動などの経済活動や、通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出は対象としない。

35P 訪問入浴サービス

家族または、介護者による入浴が困難な在宅の障がい者を対象とし、訪問入浴車等により居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供する。

36P 日中一時支援事業

障がいのある方が、日常生活の訓練等を受けたり、社会的な活動に参加したりする際、登録介護者が時間単位で預かり、サービスを提供する事業。同時に介護者のレスパイト（休養）にもなる事業。

37P タイムケア事業

障がいのある方を在宅介護している人が、一時的に家庭において介護ができないときに、登録介護者が時間単位で預かるサービス。年間 300 時間の利用上限がある。利用料はかからない。おやつ代などの実費のみで利用できる。平成 29（2017）年度より、日中一時支援事業に統合したが、個人預かりについては継続。

○岡谷市地域福祉支援会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

(任期 令和2年7月4日～令和4年7月3日)

会 長 中田 富雄

副会長 林 由美子

1 保健、福祉及び医療の関係団体の代表 16名

氏 名	所 属 団 体 等
今井 功	岡谷市区長会副会長（今井区長）
中田 富雄	岡谷市社会福祉協議会会長
宮坂 昭男	岡谷市地区社会福祉協議会会長会会長
林 由美子	岡谷市民生児童委員協議会副会長
花岡健一郎	岡谷市高齢者クラブ連合会会長
西山 聡美	岡谷市女性団体連絡協議会理事（岡谷子ども劇場代表）
今井 兼光	岡谷市連合壮年会副会長
山岡 創	岡谷下諏訪歯科医師会地域保健部担当理事
齋藤 博子	岡谷市保健委員連合会会長
花岡 毅	岡谷BBS会副会長
大和 邦彦	岡谷市身体障害者福祉協会会長
橋爪 誠	ひだまり作業所所長
柳澤 貴彦	岡谷商工会議所青年部副部長
古澤 幸子	おかやボランティア連絡協議会副会長
上條 國男	諏訪広域連合介護保険委員会委員
大和 洋平	

2 識見を有する者 3名

天野 直二	岡谷市病院事業管理者
井口 光世	医療法人研成会理事長
林 義明	エコファおかや事業所長

3 一般公募 2名

米田 正氣	一般公募
小嶋 恵美	

○岡谷市福祉関係5計画策定の経過

令和元年 11月28日 ～12月20日	市民アンケート調査回収 1 地域福祉に関する調査 484人／1,200人 (40.3%) 2 高齢者福祉に関する調査 552人／1,000人 (55.2%) 3 障がい者福祉に関する調査 384人／800人 (48.0%)
令和2年 7月13日	第1回岡谷市地域福祉支援会議 第1回高齢者福祉計画部会・第1回障がい者福祉計画部会
9月 2日	第1回地域福祉計画部会
10月19日	第2回地域福祉計画部会
10月22日	第2回障がい者福祉計画部会
10月29日	第2回高齢者福祉計画部会
11月24日	第3回地域福祉計画部会
12月 2日	第3回障がい者福祉計画部会
12月 4日	第3回高齢者福祉計画部会
12月16日	第4回地域福祉計画部会
12月21日 ～令和3年 1月8日	パブリックコメント
1月14日	岡谷市地域福祉計画等策定委員会〔庁内組織〕 (素案検討)
1月18日	第2回岡谷市地域福祉支援会議 (市長へ計画案提出)
2月 1日	岡谷市行政管理委員会〔庁内組織〕 (計画決定)
3月 8日	岡谷市議会社会委員会へ報告

**第 6 期岡谷市障がい福祉計画
第 2 期岡谷市障がい児福祉計画**

■発行日／2 0 2 1 年 3 月

■発 行／岡 谷 市

■編 集／岡谷市健康福祉部社会福祉課
